

独立行政法人環境再生保全機構 第4期中期目標

平成31年3月
(変更) 令和4年8月
(変更) 令和5年2月

第1 政策体系における法人の位置づけ及び役割

(法人の使命)

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、機構法に基づき、公害、石綿健康被害、廃棄物処理等、社会問題化した環境に係る諸課題に対して国民の健康で文化的な生活を確保する役割を担うとともに、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援や環境政策に資する研究・技術開発の推進等による、持続可能な循環共生型の社会の実現を目指す役割も一体的に担うことにより、我が国が直面する環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題の解決に寄与する法人である。

機構には、公害等により健康被害を被った方々に対する補償や救済等の業務において被害者に対して迅速かつ公正な保護及び健康の確保等を推進することや、それぞれの制度の目的に従い各業務において取り組む資金管理等において、法令に基づき適正に業務を実施すること等が求められている。さらに、機構が実施する環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務や、民間環境保全活動の助成及び振興という、民間等による活動・研究等の原資となる資金の分配等の業務は、政府の各種施策の基盤となる重要な施策に位置づけられる。我が国を取り巻く危機や課題は、その多くが時間的、空間的、政策分野的に大きく広がるものとなり、かつ、相互に密接に関連し、その解決の難しさが増している状況において、各種施策の基盤となるこれらの施策を担う機構の役割は重要であり、関係する政府方針等を踏まえ、適時、それらを制度運営に反映し、機構として、その業務成果により環境・経済・社会の統合的向上に寄与していく必要がある。

(政策を取り巻く環境の変化)

社会は大きな転換期を迎えている。IoTやAIなどの技術進歩も相まって、社会システム、経済、価値観が変化しつつある一方、かつてない人口減少・少子高齢社会に直面している我が国は、環境問題、経済成長、地方創生といった諸課題に同時に取り組まなければならない。また、平成30年7月豪雨に象徴される自然災害の激甚化・頻発化や平成30年の夏の記録的な酷暑及びそれに伴う熱中症の増加など、気候変動の影響の拡大が懸念される中で、緩和策・適応策の更なる加速、着実な災害対応、防災・減災、国土強靱化などが求められている。

我が国が環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題に直面していること、そして、「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択やパリ協定の発効を受け、脱炭素社会に向けた時代の転換点が到来していることを踏まえると、新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換（パラダイムシフト）していく時に来ていると考えられる。

平成30年4月に閣議決定された第五次環境基本計画では、目指すべき社会の姿として、都市も農山漁村も含めた各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と共生・対流することで新たなバリューチェーンを生み出す「地域循環共生圏」を掲げている。これは、複数の課題を統合的に解決することを目指すSDGsの具現化に他ならず、これによって、持続可能な循環共生型の社会（環境・生命文明社会）の実現を目指す

している。「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年12月22日 SDGs推進本部決定）においては、政府は、NPO・NGOをSDGs実施の重要なパートナーと位置づけ、効果的な連携を一層推進していくこととしており、研究・技術開発については、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日 閣議決定）、「統合イノベーション戦略」（平成30年6月15日 閣議決定）等において、研究成果の社会実装の推進、若手研究者の活躍促進、研究力及び研究成果の最大化や、技術開発の基礎となる環境研究を着実に進め、基礎から要素技術開発、社会実装を円滑に進めるとともに、人材育成にも取り組む必要があるとしている。

（法人の現状と課題）

機構は、その前身となる機関も含めれば昭和40年代から環境政策の実施機関として、多岐に渡る事務事業に取り組んできたことにより、豊富な経験やノウハウ、評価分析データ等を蓄積している。そしてそれらの業務を適正かつ着実に遂行することにより、様々なステークホルダーからの信頼を獲得し、機構への信頼を維持してきた「強み」を持つ。機構は、環境行政が置かれた状況の変化やニーズの高まりを念頭におきつつ、各業務の背景にある歴史的経緯や努力の方向性等を十分に認識し、これらの「強み」を最大限に活かしその役割を果たしていく必要がある。

一方で、これからの環境政策は、様々なイノベーションを引き起こし、それによって環境保全と経済・社会的課題との同時解決を図りつつ、新たなマーケットを創出していくこと—つまり環境政策がこれからの成長の「牽引役」となっていくこと—が重要である。このため、機構は、新たに平成28年から取り組んでいる環境の保全に関する研究及び技術開発等の分野ではこれからの成長の牽引役となるような環境政策を実現する機関を目指していくことが、今後の課題であると考えられる。

以上の位置付け及び役割のもと、第3期中期目標期間における業務の実績についての評価等を踏まえ、機構の第4期中期目標を以下のとおりとする。

第2 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とする。

（補記1）以下、「前中期目標期間実績」とは、第3期中期目標期間における、平成26～29年度の実績を表す。

（補記2）各事業年度に係る業務の実績等に関する評価に当たっては、下記「第3」における中期目標の単位項目「1.」～「7.」をそれぞれ事業等のまとまりとして評価単位に設定する。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 公害健康被害の補償に関する業務

我が国では、昭和30年代からの急速な経済発展に伴い大気汚染や水質汚濁といった産業公害により健康被害が生じ、重大な社会問題となった。この時期に相次いで提起されたいわゆる四大公害裁判のうち、四日市公害裁判において大気汚染による健康被害を認める判決が出されたことが契機となり、公害の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護等を目的とする「公害健康被害の補償等に関する法律」（昭和48年10月5日 法律第111号、以下「公健法」という。）が制定され、民事責任を踏まえた損害賠償保障制度としての性格を持つ公害健康被害補償制度が創設された。

機構は、その前身の公害健康被害補償予防協会の時代から本制度の運営主体として主に汚染負荷量賦課金等の賦課徴収及び徴収した資金の管理を行っており、長年にわたり蓄積した豊富な経験やノウハウ等を有している。これらを最大限に活かしながら、引き続き公健法に基づく公害健康被害者への補償給付支給費用等の一部を納付義務者から賦課徴収する業務及び指定地域の全部又は一部を管轄する地方公共団体（以下この業務において単に「地方公共団体」という。）が補償給付等を行うために必要な費用の納付等の業務を行う。

制度による健康被害者への補償給付等は、必要な費用をその年の賦課金及び交付金等で賄っていることから、賦課金等の財源を適切に確保することが求められる。申告納付方式を採る汚染負荷量賦課金の徴収で高い申告・徴収率を維持するため、機構はこれまでも制度の趣旨等を丁寧に説明し理解を得ることで納付義務者の自主的な協力を促してきた。引き続き、本制度を安定的に運用するために高い申告・収納率を確保することが重要であり、納付義務者の協力を促すとともに、手続に係る利便性の向上や業務の効率化等を進める。また、制度創設からの時間経過に伴う社会情勢の変化に柔軟に対応し制度運用の適正性及び公平性を確保していくことが求められる。

機構が徴収した補償給付支給費用等は、地方公共団体を通じて被認定者等に適正に支給される必要があるため、納付業務指導調査や納付業務システム研修等の業務支援にも積極的に取り組むことが求められる。

【以下、評価指標等】

(1) 徴収業務

<評価指標>

- (A) 汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）
- (B) 汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）
- (C) 汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保
- (D) 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進

<関連した指標>

- (c1) 汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数（前中期目標期間実績：平均 41 件/年）
- (c2) 未納納付義務者に対する納付督促件数（前中期目標期間実績：現事業年度分 平均 3 件/年、過年度分 平均 5 件/年）

- (c3) 汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数（前中期目標期間実績：実地調査件数 平均 105 件／年、指導件数 平均 161 件／年）
 - (c4) 申告書審査による修正・更正処理件数（前中期目標期間実績：平均 116 件／年）
 - (d1) 汚染負荷量賦課金に係る電子申告率（前中期目標期間実績：平均 70%）
 - (d2) オンライン申告セミナーの開催数（前中期目標期間実績：平均 16 件／年）
 - (d3) ペイジー^(※)を利用した収納件数（前中期目標期間実績：平均 62 件／年）
- ※ペイジー（Pay-easy）：税金や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービス
- (d4) 申告納付説明・相談会の開催件数（前中期目標期間実績：平均 103 件／年）

<定量的な目標水準の考え方>

- (a) 汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）については、高水準であった第3期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。
- (b) 申告額に対する収納率については、高水準であった第3期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。

<重要度：高>

公害健康被害補償制度を安定的に運用するためには、補償給付の財源を適切に確保することが重要であり、汚染負荷量賦課金の高い申告・収納率を確保することが必要不可欠であるため。

<難易度：高>

制度創設から長期間経過する中、引き続き事業者の自主的な協力の下、申告率及び収納率で99%以上を安定的に確保するためには、納付義務者の理解及び協力を得る取組を強力に進めることが必要なため。

(2) 納付業務

<評価指標>

- (A) 適正かつ効率的な制度運営を確保するため、地方公共団体に対して補償制度の仕組みや納付業務の手続等の理解が得られるよう積極的に支援

<関連した指標>

- (a1) 納付業務に係る指導調査件数（前中期目標期間実績：平均 15 件／年）
- (a2) 納付業務システム研修の参加者数（前中期目標期間実績：平均 27 人／年）

2. 公害健康被害の予防事業に関する業務

大気汚染の状況の改善を踏まえて昭和62年に公健法が改正され、全ての第一種指定地域の地域指定が解除された。その結果、新たな公害患者の認定は行われなくなり、個人に対する補償の代替措置として、地域住民の健康被害の予防に重点を置いた総合的な環境保健施策を推進する公害健康被害予防事業が創設された。

機構は、産業界等からの拠出及び国の出資で造成された公害健康被害予防基金の管理・運用を行い、その運用益等により、大気汚染の影響による健康被害に関する調査研究、知識の普及及び研修を実施するとともに、旧第一種指定地域及びそれに準ずる地域の地方公共団体が地域の実情に応じて実施する健康相談、健康診査及び機能訓練等の事業に対して助成を行う。

予防事業は、事業に必要な経費を基金の運用によって得ることとされているが、近年の市中金利の低下の影響を受け、第4期中期目標期間中の事業予算は第3期中期目標期間よりも縮減せざるを得ない状況にある。このような状況下にあっても、必要な財源を確保しつつ、事業の重点化、効率化を図ることにより予防事業を適切に進めていくことが求められる。また、第4期中期目標期間は、近年の高齢のぜん息又は慢性閉塞性肺疾患（COPD）の罹患者の増加に着目する。

機構が行う事業については、ぜん息及び慢性閉塞性肺疾患（COPD）の発症又は増悪の予防の観点から関連する調査研究を適正に進めるとともに、高齢のぜん息等の罹患者に着目した調査研究を行う。また、機構がこれまでに得た様々な知見等を活用して、地域住民、医療関係者及び地方公共団体の職員等に対し、研修、イベント及びWeb等の効果の高い手法を通じて、それぞれの立場や役割に応じて必要となる知見の提供に努める。

地方公共団体への助成事業については、ぜん息及び慢性閉塞性肺疾患（COPD）の発症又は増悪の予防に資する事業を重視し、地域のニーズに的確に対応するために必要に応じた見直しや、的確な事業支援を行うことによるソフト3事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）の充実等を随時行うなど、事業効果を高める努力を行い適正な助成を行う。

【以下、評価指標等】

(1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修

<評価指標>

- (A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、（5段階中）3.5以上を獲得する（前中期目標期間実績：3.2）
- (B) 事業従事者のニーズを踏まえた効果的な研修の実施
- (C) 調査研究実施機関への指導等による適切な事務処理の確保
- (D) 知識の普及事業における効果的な情報提供の実施

<関連した指標>

- (b1) 事業従事者への研修の受講者数（平成29年度受講者：72人）
- (c1) 調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数（前中期目標期間実績：平均4.25件/年）
- (d1) 情報提供数（前中期目標期間実績：平均150回/年）
- (d2) ぜん息等電話相談件数（前中期目標期間実績：平均1,255件/年）

<定量的な目標水準の考え方>

(a) 採択課題に係る外部有識者による評価結果については、調査研究の質の向上を目指して下限の水準を得点率で70%程度に設定する。

<難易度：高>

社会全体の高齢化が進展する中で、新たに高齢のぜん息又は慢性閉塞性肺疾患（COPD）の罹患者の増加に着目した調査研究に着手する等、重点化・効率化を推進する必要があるため。

(2) 地方公共団体への助成事業

<評価指標>

- (A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施
- (B) 人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施

<関連した指標>

- (a1) ソフト3事業参加者数（前中期目標期間実績：152,223人／年）
- (a2) 事務指導実施件数（前中期目標期間実績：平均7.75件／年）
- (b1) 人材バンクを活用した支援実施状況

(3) 公害健康被害予防基金の運用等

<評価指標>

- (A) 事業に必要な財源の確保と事業の重点化

<関連した指標>

- (a1) 安全で有利な運用等により確保した事業財源額（前中期目標期間実績：平均925百万円／年）

3. 民間環境保全活動の助成及び振興（地球環境基金事業）

「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年12月22日 SDGs推進本部決定）においては、政府は、NPO・NGOをSDGs実施の重要なパートナーと位置づけ、効果的な連携を一層推進していくこととしている。また、「第五次環境基本計画」（平成30年4月17日閣議決定）においては、NPO・NGOを含む民間団体は、あらゆる主体が環境保全に関する行動に主体的に参加する社会を構築していく上で取組の結節点として重要な役割を果たすと考えられ、特に草の根の活動や民間国際協力などきめ細かな活動が期待されるとしている。

機構は、民間団体等への助成等を長年に渡り実施することで蓄積した、豊富な経験や評価分析データ等を今後の取組に最大限に活かしながら、地球環境基金の運用益等により、国内外の民間団体が国内及び開発途上地域で行う環境保全活動への助成業務や、人材育成等の振興業務を行う。

民間団体等への支援等においては、第4期中期目標期間から、SDGsが持つ、複数の課題を統合的に解決することを目指すという考え方を踏まえつつ、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入、海洋プラスチック対策を含むプラスチック循環利用の促進、地域の自然資源の活用等の、第五次環境基本計画が目指す「地域循環共生圏」の創造等による持続可能な社会の構築に向けた活動への支援を強化する。その他、国内の民間団体に対する市民や企業からの寄付等による支援を促す環境が十分に整っているとは言えない状況の下、機構から支援等を受けた活動が、その後、自立し持続的に継続するための取組を拡充・強化するとともに、他団体や他地域にどれだけ波及的に展開していくのかという視点も重視する。

また、機構のこれまでの知見や経験等を活かして地域のNPO・NGOを支援するという役割の下、寄り添い型の支援の拡充や他の民間助成機関との連携等により、助成案件の質の向上及び事業の効率的な実施に努めるとともに、自主的に環境活動に参画する人材を創り出すという取組や、地球環境基金の充実のため、国民・事業者等への理解を促進させる取組等も引き続き重要である。

【以下、評価指標等】

（1）助成事業

<評価指標>

- (A) 助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に90%以上（前中期目標期間実績：最高値86.2%）
- (B) 助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：（10点満点中）平均7.5点以上（前中期目標期間実績：平均6.7点）
- (C) 助成対象分野の重点化、助成メニューの拡充等による助成効果の向上
- (D) 事務手続きの効率化や民間助成機関との連携などの工夫等による事業の安定的な運営と利用者の利便性の向上

<関連した指標>

- (c1) 外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均88.0%）
- (c2) 人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の新規採択案件の16.8%）
- (d1) 交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均26.8日）

(d2) 支払処理期間（前中期目標期間実績：平均 25.3 日）

<定量的な目標水準の考え方>

- (a) 本制度において活動継続率は重要な指標であるため、前中期目標期間では達成することができなかつた高水準を目指す設定とする。一方で、当中期目標期間の2年度目迄は、当中期目標期間で取り組む助成の仕組みの見直し等の効果が発現する前であり、前中期目標期間中に助成を終えた活動の把握となることに配慮する。
- (b) 各種取組により助成対象活動の質を高めることを目指し、外部有識者による事後評価結果については、前中期目標期間実績平均値以上に設定する。

<難易度：高>

活動継続率は、活動団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすく、また、対策効果の発現までに一定の期間を要する指標であるが、前中期目標期間の最高値 86.2%を更に上回るチャレンジングな水準の目標であるため。

(2) 振興事業

<評価指標>

- (A) 長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化
- (B) カリキュラムの見直しや民間団体のニーズの反映による事業の質的向上及び効果的な実施

<関連した指標>

- (a1) ユース世代の活動団体の交流会実施回数（前中期目標期間実績：平均 2 回／年）
- (a2) ユース世代を対象とした研修実施回数（前中期目標期間実績：平均 4 回／年）
- (b1) 研修受講者アンケートによる肯定的評価（前中期目標期間実績：平均 95.4%）

(3) 地球環境基金の運用等

<評価指標>

- (A) 基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進
- (B) 安全かつ有利な資金運用

<関連した指標>

- (a1) SNS（ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数）
- (a2) 特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均 13,750 千円）
- (b1) 基金の運用益（前中期目標期間実績：平均 185 百万円）

4. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年6月22日 法律第65号）においては、国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正に処理するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。また、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（平成28年7月26日 閣議決定）においては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置として、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金等により円滑に処理を推進していくこととしている。

このため、機構は、助成等を長年にわたり実施することで蓄積した豊富な経験等を今後の取組に最大限に活かしながら、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金により、中小企業者等の処理費用の負担軽減等を図るため、環境大臣が指定する者に対し、交付申請等の審査や支払等の助成業務を行う。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の活用においては、第4期中期目標の期間中に各地域において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に定める計画的処理完了期限が順次到来すること、特に行政代執行に係る支援の資金の関連手続について短期間の実施が求められること等に留意しつつ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を生じないように、透明性・公平性を確保しつつ、その事務手続を遅滞なくかつ着実に遂行する。

【以下、評価指標等】

(1) 助成業務

<評価指標>

- (A) 審査基準、助成対象事業の状況等を公表するなど、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営
- (B) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えた基金の適切な管理

<関連した指標>

- (a1) 審査基準、審査状況等の公表回数（前中期目標期間実績：4回／年）
- (b1) 基金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：1回／年）

5. 維持管理積立金の管理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日 法律第137号)においては、特定一般廃棄物最終処分場等の設置者(以下「設置者」という。)は、埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、維持管理積立金を積み立てなければならないとされている。

機構は、基金管理等を長年にわたり実施することで蓄積した豊富な経験等を今後の取組に最大限に活かしながら、機構に積み立てられた維持管理積立金について、許可権者(都道府県等)と連携しつつ設置者の積立てや取戻し等に関する管理業務を行う。

なお、維持管理積立金の管理は、積立てから取戻しまで長期にわたることになるため、許可権者及び設置者等への定期的な情報提供等による情報交換を重視し、制度の透明性・公平性を担保する。

【以下、評価指標等】

(1) 管理業務

<評価指標>

- (A) 積立者に対する運用状況等の情報を提供するなど透明性・公平性の確保
- (B) 維持管理積立金の適正な管理

<関連した指標>

- (a1) 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数
(前中期目標期間実績：平均1,203回/年)
- (b1) 維持管理積立金の管理状況の公表回数(前中期目標期間実績：平均1回/年)

6. 石綿による健康被害の救済に関する業務

石綿による健康被害は長い潜伏期間を経て発症するため、原因者の特定が非常に難しいという特殊性から、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成18年2月10日法律第4号、以下「石綿法」という。）が制定され、労災補償等の対象とならない方の救済を図っている。

機構は、健康被害者に関係する各種の業務を長年に渡り実施することで蓄積した豊富な経験やデータ等を最大限に活かしながら、石綿法及び平成28年に取りまとめられた制度見直しに係る中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会報告書に示されているとおり、国民への石綿による健康被害の救済に必要な情報の十分かつ速やかな提供に留意し、石綿による指定疾病であることの認定等に係る業務、被認定者等に対する救済給付の支給業務、給付財源の納付義務者からの徴収業務を行う。

石綿法に基づく救済の業務は、一般的な行政サービスの提供にとどまらず、被害者視点に立った最大限の配慮の下に、丁寧に、速やかに、かつ正確に実施することが求められる。このため、被認定者等のニーズを把握し、制度運営等に反映させるとともに、都道府県がん診療拠点病院や日本肺癌学会、日本呼吸器学会といった関係機関や地方公共団体等とも連携しながら、石綿健康被害者に対し積極的に救済制度の周知を図り、石綿健康被害者の不安の解消に努める。迅速かつ適切な認定及び救済給付の支給に当たっては、個人情報保護に十分留意しつつ、医療機関と診療情報の共有を図ること、厚生労働省（労災保険窓口）と労災保険制度の対象となり得る申請等について情報共有を図ることなど、関係機関との連携に努める。あわせて、石綿健康被害者の増加を想定して業務の効率化及び見直しを行うこと、取り扱う個人情報の管理に万全の対策を講じること、適切に石綿健康被害救済基金の管理を行うこと等により、制度の適正な運営を実現する過程での確かなマネジメントを行い、業務を堅実に遂行する。

さらに、指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への支援、地域住民の健康相談に対応している保健所等担当者に対する支援として、機構の専門的知見をいかし、石綿による健康被害に係る知識等の向上を図るための情報提供を積極的に実施する。

【以下、評価指標等】

（1）認定・支給に係る業務

<評価指標>

- (A) 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績（平均122日）を維持、厚生労働省との定期的な情報共有
- (B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援
- (C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知
- (D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表
- (E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供
- (F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営

<関連した指標>

- (a1) 労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数（前中期目標期間実績：平均12回/年）

- (b1) 療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）（前中期目標期間実績：平均 17 日）
- (b2) 請求期限のある救済給付の請求対象者への周知（前中期目標期間実績：100%）
- (b3) 認定更新対象者への状況確認等の案内送付（前中期目標期間実績：100%）
- (c1) 窓口相談、無料電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 5,688 件／年）
- (c2) 施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数
- (d1) 保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数（前中期目標期間実績：平均 13 回／年）
- (d2) 制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各 1 回／年）
- (e1) 救済制度において診断実績のある医療機関数（平成 29 年度実績：1,778 病院）
- (e2) 医療従事者向けセミナーの実施回数（前中期目標期間実績：平均 14 回／年）
- (f1) 個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%）

<定量的な目標水準の考え方>

- (a) 療養中の方からの認定申請から決定までの平均処理日数（※特殊な事情を有する案件を除く）は、前中期目標期間において約47日間 の短縮を達成しており、過剰な目標は確認作業の不徹底等を誘発する可能性も否めないこと等を踏まえ、前中期目標期間の実績を堅持する設定とした。

<重要度：高>

石綿健康被害救済制度において、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速に実施していくことは、制度の根幹となる重要なものであるため。

<難易度：高>

石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害者の迅速な救済が求められており、石綿健康被害救済制度への申請が増加もしくは現水準で推移することが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給を速やかかつ正確に実施する必要があるため。

(2) 納付義務者からの徴収業務

<評価指標>

- (A) 納付義務者からの徴収率 100%（前中期目標期間実績：平均 100%）

<定量的な目標水準の考え方>

- (a) 納付義務者からの費用の徴収について、これまでの実績も勘案し、徴収すべき額を全て徴収する設定とした。

7. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務

研究・技術開発については、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）、「統合イノベーション戦略」（平成30年6月15日閣議決定）や第五次環境基本計画等の政府方針に沿った取組を実施していくことが求められる。これらの政府方針等においては、研究成果の社会実装の推進、若手研究者の活躍促進、研究力及び研究成果の最大化や、技術開発の基礎となる環境研究を着実に進め、基礎から要素技術開発、社会実装を円滑に進めるとともに、人材育成にも取り組む必要があるとしている。

環境省は、持続可能な社会構築に資する研究成果の社会実装を見据えた研究・技術開発を推進することを目指し、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」に基づいて、行政ニーズの策定・提示及び環境政策への研究成果の活用推進等に取り組む。機構においても、蓄積した経験や評価分析データ等を最大限に活かしながら、気候変動、資源循環、自然共生等、推進戦略で示された分野について、環境政策への貢献、知的財産の活用推進等の研究成果の社会実装を推進する視点をもって、公募、審査・評価、配分業務及び研究管理を行う。

また、研究成果の最大化という成果を目指す過程での的確なマネジメントとして、研究者への行政ニーズの周知徹底を図ること等に加え、外部有識者による中間評価、事後評価を通じて研究者支援等を充実させるなど、的確かつ効果的な研究管理を行う。さらに、他の国立研究開発法人等の知見や環境省による追跡評価の結果を収集・分析の上、活用するなどして、機構において必要に応じた業務の見直しに取り組むなど、研究成果の社会実装を推進する上で必要な研究管理の土台づくりを進める。

加えて、効果的・効率的な資金の活用のため、研究費の利便性向上、研究成果の普及推進、国民への情報発信に取り組むとともに、研究費の不正使用防止の徹底に取り組む。

このほか、戦略的イノベーション創造プログラム（以下「SIP」という。）において、機構が研究推進法人として指定された研究課題について、研究開発計画に沿って、プログラムディレクター（PD）の要請に応じ、当該課題の推進に必要な業務を遂行する。

【以下、評価指標等】

（1）研究管理

<評価指標>

- (A) 環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において5段階中上位2段階の評定を獲得する課題数の割合を70%以上（前中期目標期間中5年間の実績平均値：62%）
- (B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理
- (C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進
- (D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止

<関連した指標>

（推進費に係る指標）

- (b1) 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数（平成29年度実績：18件）

- (b2) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成 29 年度実績：2 件）
- (b3) 他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）（平成 29 年度委員会出席実績：無し）
- (b4) プログラムオフィサー（PO）のキックオフ（KO）会合、アドバイザーボード（AD）会合への参加課題数等（平成 29 年度実績：全課題参加）
- (c1) 研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動（平成 29 年度実績：1 回）
- (c2) 一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数（平成 29 年度実績：無し）
- (d1) 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数（平成 29 年度実績：2 回）
- (d2) 実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数（平成 29 年度実績：50 課題）

（SIP に係る指標）

- (b1) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数
- (b2) コアメンバー会議の開催回数
- (c1) SIP に関する情報発信回数
- (d1) 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数
- (d2) 実地検査を実施した研究課題数

<定量的な目標水準の考え方>

- (a) 第 4 期中期目標期間の当初においては、機構が本業務に本格的に取り組んで間もないことや、事後評価に係る課題は、機構が全期間にわたって研究管理を行ったものではないこと等を踏まえ、外部有識者による事後評価結果については、機構への業務移管前の水準をベースとした設定とする。なお、必要に応じて達成すべき目標水準を見直すなどの対応を適切に行うものとする。

<重要度：高>

研究成果の社会実装の推進は、政府方針等において求められており、そのための研究管理が重要である。また、成果の普及や研究公正の取組も引き続き重要であるため。

（2）推進費の公募、審査・評価及び配分業務

<評価指標>

- (A) 高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中 5 年間の水準以上を確保（前中期目標期間中 5 年間の実績平均値：261 件／年）
- (B) 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 32 件以上／年（業務移管前 2 年間の実績平均値：27 件／年）
- (C) 研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施
- (D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上

<関連した指標>

- (c1) 外部有識者委員会の開催回数（平成 29 年度実績：3 回/年）、（領域毎の研

究部会の開催回数：各2回/年)

(d1) 新規課題説明会の開催回数（平成30年度採択案件に係る実績：1回/年）

(d2) 早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日（平成30年度実績：平成30年5月31日）

<定量的な目標水準の考え方>

(a) 応募件数の増加が目的ではなく、高い研究レベルを確保するためには一定の応募件数を確保する必要があるという視点での目標であることから、申請件数については、前中期目標期間中の水準以上を確保する設定とする。

(b) 政府方針において若手研究者の育成、活躍推進が求められており、社会実装を見据えながらも独創力や発想力に優れた若手研究者の育成と活躍促進を図るため、全体では(a)のとおり高い研究レベルを確保するために一定の応募件数を確保する中で、特に、若手研究者からの応募件数については、2割程度増加させることが望ましい。

<難易度：高>

応募件数は外的要因により増減するうえに、機構の限られた体制の中で革新型研究開発（若手枠）の応募件数を2割程度増加させるためには、これまで以上に、幅広い大学や研究機関等に対して工夫して周知を図らなければ達成が困難であり、難易度が高い。

第4 業務運営の効率化に関する事項

(1) 経費の効率化

① 一般管理費

一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を行うこと。

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を各勘定で行うこと。

<定量的な目標水準の考え方>

これまでも経費の効率化に着実に取り組み、目標を達成してきたこと等を踏まえ、引き続き前中期目標の水準を堅持する設定とした。

(2) 給与水準等の適正化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。

<関連した指標>

役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。

(3) 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、機構が策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、監事による監査や外部有識者等から構成された契約監視委員会の点検等により、公正性・透明性を確保しつつ調達等の合理化を推進する。

<関連した指標>

競争性のある契約実績（件数・金額）が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む

契約監視委員会における審議回数及び評価等。

(4) 情報システムの整備・管理

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

<関連した指標>

PMOの設置及び支援実績

(注)「業務の電子化に関する目標」については、上記「第3」の各業務に係る目標において必要に応じて記載。

第5 財務内容の改善に関する事項

(1) 財務運営の適正化

自己収入・寄付金の確保に努めるほか、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な執行管理を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、引き続き適正な会計処理に努める。また、「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。

<関連した指標>

勘定別の総利益や利益剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。

(2) 承継業務に係る適切な債権管理等

貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、約定弁済先の管理を強化し、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、法的処理を含めて回収強化と迅速な償却に計画的に取り組む。また、将来的な承継業務の整理に向け、債権状況の明確化に努める。

<関連した指標>

回収額等、債権残高、貸倒懸念債権・破産更生債権及びこれに準ずる債権の比率等。

第6 その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制の強化

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日 総務省行政管理局長通知）等の政府方針に基づく取組を着実に実施するとともに、理事長をトップとする「内部統制推進委員会」等を活用し、取組状況の共有・確認等を行う。また、内部統制の仕組みの有効性について随時、点検・検証を行い、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。

<関連した指標>

内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）、外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価等。

(2) 情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等

「サイバーセキュリティ基本法」（平成 26 年 11 月 12 日 法律第 104 号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適時適切に見直し、対応する。また、これらに基づくセキュリティ対策に加え、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練等を適時に実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。また、文書管理、情報公開については、法令等に従い適切に対応する。

<関連した指標>

全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数・参加率等）。また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率等）。

(3) 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化

人事評価、研修制度、働き方改革、業務における環境配慮等の様々な観点から、法人内部の状況や社会状況を勘案しつつ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な取組を創出し、重点化又は効果的に組み合わせる実施すること等により、業務運営に係る体制の強化・改善及び組織の活性化を図る。

また、業務運営を今後も的確に行うために社会環境の変化への対応が必要であること及び民間等による活動・研究等の原資となる資金の分配、公害等の健康被害者への対応など、ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である業務を含め多様な業務を実施していることを踏まえ、法人のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材及び各部門における様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材を育成することを念頭に、多角的な研修計画を策定し、研修内容の見直しを不断に行うこと、人事評価制度の活用及び適時の見直しを行うこと、専門性を有する機関との人材交流を行うこと等を通じて、各部門の現場レベルでの効果的な人材登用を図る。

さらに、東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり、自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着

実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物対応に係る連携など災害対応の強化に取り組む。

<関連した指標>

職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。また、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。

(以 上)

独立行政法人 環境再生保全機構 に係る 政策体系

■ 環境保全施策の体系

「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」、
「第五次科学技術基本計画」等の政府方針

<環境問題の各分野に係る施策>

- 地球環境の保全、**○循環型社会の形成**、○生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組、
- 水環境、土壌環境、地盤環境、海洋環境の保全に関する取組、○大気環境保全に関する取組、○包括的な化学物質対策に関する取組

<各種施策の基盤となる施策等>

- グリーンな経済システムの構築、○国際的取組に係る施策、**○技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等**、
- 環境情報の整備と提供・広報の充実、○環境影響評価、**○地域づくり・人づくりの推進**

○環境保健対策、○公害紛争処理等及び環境犯罪対策

※太字が法人の業務に係る主な施策

■ 法人の業務

★独立行政法人環境再生保全機構法(抄)

【機構の目的】 良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。(第3条)

・公害健康被害の補償に関する業務

・公害健康被害の予防事業に関する業務

・石綿による健康被害の救済に関する業務

・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成

・維持管理積立金の管理

・民間環境保全活動の助成及び振興(地球環境基金事業)

・環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務

関係法

「公害健康被害の補償等に関する法律」等

「石綿による健康被害の救済に関する法律」等

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」等

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等

(※「国民に対して提供するサービスその他の業務」として整理する業務を上記に記載)